

業務指示書

リベリア国モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画フェーズ2準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年11月18日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月24日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路計画、設計、施工監理に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：リベリア及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 舗装設計】

- 1) 類似業務の経験：舗装設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：リベリア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年11月27日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

「第3 6. 現地再委託」において示す項目(現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする。ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。)

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(LRD1 = 1.377 円 , US\$1 = 119.77 円 , EUR1 = 134.67 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただし、JICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／道路計画
舗装設計

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2015年12月16日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

リベリア国モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画フェーズ2準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/道路計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 舗装設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項（案）

1. 業務の背景

リベリアでは、2003年の内戦終結から10年以上が経過し、復興・再建が進められている。モンロビア首都圏では、帰還難民の流入などから人口の増加が著しく、都市インフラの復旧・整備が急務となっている。特に、市街地の至るところでは、交通量の増加に伴い交通渋滞が発生しており、道路網整備等の対策が必要である。リベリア政府は、エボラ出血熱の流行後の経済社会の復興に向け、2015年4月に経済安定復興計画を策定した。その中で、同国政府は、インフラ整備の遅れが医療を含む公共サービス提供の遅れに繋がったと認識し、運輸・交通セクター開発を今後の最優先課題として取り組むべき事項の一つに位置付けている。

モンロビア首都圏の主要幹線道路の一つであるソマリアドライブ（延長13.2km）は、港と内陸部を結ぶ機能を果たすとともに、周辺コミュニティにより生活道路として利用されている。しかしながら、現行2車線（片側1車線）では容量が不足しているため増加する交通を捌ききれず、交通混雑が常態化している。係る状況を改善するため、リベリア政府はソマリアドライブの4車線への拡幅に係る支援を我が国に要請した。これを受け無償資金協力「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」（2013年E/N締結、以下「フェーズ1」という）により、拡幅分の2車線道路新設を支援している。しかしながらフェーズ1で対象外とした既存2車線道路の劣化が急速に進行しているため、早期の改修が必要である。

本業務は、当該案件の必要性・妥当性を詳細に検討し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. 事業の概要

（1）事業の目的

本事業はモンロビア首都圏幹線道路ソマリアドライブにおいて、既存2車線の改修工事を実施することにより、円滑かつ安全な道路交通の確保を図り、もってモンロビア首都圏の社会・経済活動の活性化に寄与するもの。

（2）我が国への要請内容／事業概要

ア 土木工事、機器調達：

ソマリアドライブ既存2車線道路の改修（延長13.2km）

イ コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：

詳細設計、施工監理

(3) サイト

グレーターモンロビア地区ソマリアドライブ道路

(4) 受益者

ア 直接受益者：ソマリアドライブの利用者および周辺地域住民

イ 間接受益者：グレーターモンロビア地区住民約 101 万人

(5) 実施機関／実施体制

実施機関：公共事業省（Ministry of Public Works）

(6) 本事業に関連する我が国及び他ドナー等の援助活動

【我が国の主な援助内容】

- ・ 無償資金協力「ソマリアドライブ復旧計画（2013 年）」
- ・ 開発調査「モンロビア都市施設復旧・復興整備マスタープラン策定調査（2009 年）」

【他ドナー等の援助活動】

- ・ 世界銀行：「Road Asset Management Project」を通じて対象道路区間終点の Red Light 交差点改良を含む道路改修事業を支援中。

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うと共に、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事項の内容、実施計画、運営維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、「ソマリアドライブ復旧計画フェーズ 2」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がリベリア国側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針および留意事項

(1) 既往事業と本計画の関係

ソマリアドライブは全長 13.2km の 2 車線（片側 1 車線）道路であるが、4 車線化に際して、2 車線の新設事業に我が国の無償資金が供与されている（2013 年 6 月贈与契約締結）。本計画では、フェーズ 1 で協力対象外とした現道 2 車線の改修に係る調査・検討を行うものであり、以下（2）のとおり

現道の損傷状況、地形条件（地形・地質、排水状況等）、交通状況等を確認し、必要に応じて路盤・路床の改良を行い、フェーズ1と同様に全区間においてアスファルト舗装とすることを基本とする。舗装については以下（2）の事項を考慮して本調査により設計交通量を設定の上、改めて設計を行う。バス停留所等の道路付帯施設等に関してもフェーズ1での設計思想を踏襲することを基本とする。

（2）道路舗装設計

道路舗装設計に際しては、供用後の予期し得ない損傷を未然に防ぐべく、「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」、「協力準備調査における道路舗装設計ハンドブック（案）」（2015年4月）における提言等を参照し、以下の点に特に留意した設計を行う。

- ・ 相手国政府の舗装設計基準の特徴と適用の留意点
- ・ 隣接区間及び周辺道路の舗装設計と供用（損傷）状況
- ・ 大型車交通量と軸重分布
- ・ 過積載車両の取締り及び（過積載車両軸重の）舗装設計への影響
- ・ 路床支持力と地下水の影響
- ・ 我が国の設計法（TA法）及びAASHTO（米国全州道路交通運輸行政官協会）等の舗装設計法による確認
- ・ 問題土（膨張土、分散性土壌や軟弱土）の有無及び分布状況
- ・ 路面温度と低速重車両、重交通※の影響
- ・ 耐流動性を考慮した路面性能と評価方法
- ・ 路盤排水の必要性、路面排水・地下排水の流域と流末の確認
- ・ 材料事情（骨材、アスファルト、表・基層材、路盤材、現地発生土等の品質）

※重交通：都市内の交差点の近傍のように大型車が連なって走行している交通状態

（3）雨期における現地調査

モンロビアの年間平均降雨量（2008年から2011年）は約6900mmであり、そのほとんどが雨期の5月～10月に集中する。本調査の現地調査開始時は乾季に当たり自然条件等を適切に把握できないことが予想されるため、雨期にも現地調査を実施し、降雨時・降雨後を含め、道路排水、近隣河川等を含む現況の把握に努めるとともに、地下水等の状況についても確認を行う。

(4) 非破壊検査による地盤等調査の実施

昨今では、非破壊検査（FWD、簡易支持力測定器等）を地盤調査に用いることが一般化しつつあり、面的な地盤性状の把握が可能となりつつあることから、従来の土質調査手法（CBR、試掘等）と併せて非破壊検査を実施し、不良土等の有無を確認し、及びその分布の予測精度を向上し、よりの確な舗装設計を行う。

(5) 本調査への ICT の活用

本調査実施に際し、地形情報の取得、設計業務等に ICT の活用が可能な場合はプロポーザルにて提案すること。

(6) 環境社会配慮

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、「JICA 環境ガイドライン」）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、JICA 環境ガイドラインに基づくカテゴリーを B としている。本調査において同ガイドラインに従った環境社会配慮手続きを支援する。

(7) ジェンダーおよび社会的弱者への配慮

対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、歩行者施設等では特に女性や子供、障害者、社会的弱者等への配慮を行う。

(8) 安全対策等に関する配慮

本事業は、施工時の安全対策上の注意が特に必要な案件であり、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドランス」（以下、「安全管理ガイドランス」）の趣旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドランスの安全施工技術指針に留意するとともに、リベリア国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

また、供用後の道路交通に対する適切な交通安全対策を検討し、概略設計に反映するものとする。

(9) 施工中の道路運用に対する検討

施工中も可能な限り既存交通を阻害しないよう、施工による影響を最小

減にとどめるような施工計画を検討する。

(10) 入札不調回避に向けた検討

自然条件調査や施工時の安全対策に係る検討が不十分であると工事リスクが高くなり、結果として入札不調に繋がることが懸念される。については、当初予定していた調査項目のみでは、本事業の十分な検討が困難となる事象が発生した場合は、追加調査を変更契約にて実施することとする。また、6.(21) 事業概要に係る本邦企業への説明会に参加し、(15) エ 想定される事業リスクの検討結果等を丁寧に説明することにより入札不調回避に向けて協力することとする。

(11) 協力準備調査設計・積算マニュアル

本業務において設計・積算を行うに当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」（補完編・別冊を含む）（以下「設計・積算マニュアル」）に基づく。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(12) 無償資金協力をに係る報告書等作成のためのガイドライン

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力をに係る報告書等作成のためのガイドライン」（2012年11月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」）を参照することとする。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

- ア 要請書及び関連資料の解析・検討を行い、事業の全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。
- イ 上記を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度、双方の役割分担、留意事項など）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

(3) 事業の背景、目的、内容の確認

- ア リベリア国の開発計画、道路セクターの開発計画等の上位計画における本計画の位置づけ及び整合性について確認する。また、当該事業に係る先行調査報告書を手に入手の上、レビューする。
- イ 道路セクターにおける他ドナーによる援助実績・動向および自己資金による事業等の最新状況を確認するとともに、本計画との関連性や重複の有無を確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

事業の実施機関である公共事業省の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関としての能力を確認する。また、既往案件に係る実施機関の事業実施実績を確認する。

(5) 自然条件・サイト状況調査

- ア ソマリアドライブの渋滞状況及び周辺道路の整備状況、周辺地域の社会経済状況（裨益人口、主な産業、物流状況等）および調査対象区間の歩道、交差点、交差道路・取り付け道路等の現況につき確認する。また、社会状況の把握として、周辺道路沿線の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。
- イ 本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す調査ないし情報収集を行う（現地再委託可、別紙1 自然条件・サイト状況調査仕様書案参照）。

ここでいう自然条件とは、気温、降雨量、路床強度などの他、路面温度、地下水の状況、及び問題土の性状の把握も含まれる。路面温度は、対象道路または近隣のアスファルト道路の路面温度を観測する。地下水や問題土については、舗装構造に影響を与える地下水や問題土の存在を現地調査、テストピット、必要に応じてボーリング調査および採取した試料の各種試験などで把握し、可能な範囲で適切な対策工を提案する。ただし、地下水の挙動を完全に把握することは難しいため、工事中のモニタリングの必要性と追加費用についても検討を行う。本件については、現地再委託にて実施することを認めることとし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、下記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

- (ア) 地形測量
- (イ) 地質調査、地盤調査
- (ウ) 埋設物調査

(エ) 気象調査、水文調査

- ウ 既存構造物の損傷状況及び道路周辺の地形・自然条件（植生や湿地帯等の存在を含む）等を調査し、道路の耐久性を確保するための排水溝等の構造物の整備・改修が必要な箇所を調査し、適切な整備・改修方法を検討する。更に、上記調査結果を測量で得られる地形図に画像情報とともに取りまとめることにより、可能な限り現況情報を網羅し、詳細設計段階での情報の更新及び入札図書の一部とすることも考慮する。
- エ その他の自然条件（地震等）に関する情報収集・分析を行い、施設計画、施工計画に反映させる。

(6) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。

- ア 労務状況、労務関連法規を確認し、施工計画に反映させる。
- イ 現地のサブコントラクターの施工能力・技術力・要員・建設機械の保有状況を確認する。サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることは判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。
- ウ 資材／建設機械の調達先（現地調達・第三国調達・本邦調達）、調達方法、調達期間、調達価格、品質、輸送費等について調査する。
- エ 資機材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き、輸送梱包費等について調査する。
- オ 事業対象区間の近傍で入手可能な建設資材（鉄筋、セメント、砕石、骨材、入替用土等）についての品質確認（必要に応じ材料試験を実施）及び価格調査も実施する。調査及び試験の結果、建設資材調達にリスクがあることが判明した場合、そのリスクを報告書に記載すると共に、実施段階での再調査を提案するものとする。

- (7) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、
運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。
施工計画・積算の必要精度を確保するため、リベリア側関連機関と十分な
協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規
制計画、移設の可否等）を確認・整理する。
- (8) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路
整備実績、道路設計と施工、現況確認、各種教訓の確認
道路の舗装構成を検討するに当たり、隣接事業や交通条件、自然条件、及
び土地利用条件の類似した事業に採用されている舗装設計法や舗装構造の
資料を入手する。また、カウンターパート機関等の類似事業担当や関係す
るコンサルタントに対し、設計時、施工時、維持管理夫々の時点での課題、
問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これ
らの情報を計画に反映させる。
- (9) 交通調査・将来交通量予測
フェーズ1の交通調査結果をレビューした上で、必要な交通調査（現地
再委託可、別紙2 道路交通量調査仕様書案参照）を行い、完工後の将来
交通量を推定するとともに、設計交通量等を設定する。また、実際に走行
する大型車交通量の予測交通量の上振れとこれが舗装設計に与える影響
について分析する。
また、将来交通量予測に当たっては、調査結果及び対象地域の開発計画、
道路整備計画、インフラ整備計画等を踏まえる。交通量予測に使用するパ
ラメータについては、広域的な道路ネットワーク等を十分検討し、特に舗
装設計に当たっては、大型車交通量（累積軸重）の上振れの可能性を適切に
見込んだ設計交通量を設定すべく、随時 JICA と協議することとする。具
体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）は、コンサルタントがプロ
ポーザルで提案すること。
- (10) 事業内容の計画策定
帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコ
ンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。協議結果を
踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低
限以下の項目を含めるものとする。
なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）
（2009年3月）」を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を

説明し、確認を取ることとする。

ア 計画・設計の基本方針

自然環境条件、地域分断対策等の社会配慮上の課題、交通安全、現地建設事情、施工後の維持管理、幹線道路の規格等についての対応（設計）方針を整理し、リベリアの最新の技術基準を確認し、併せて道路、橋梁（設計速度、設計荷重、路肩幅員等）、土工（盛土・切土、不良土対策工等）に係る設計基準を設定する。

イ 基本計画（道路および橋梁の基本的仕様）

上記およびフェーズ1の協力内容を踏まえ、本プロジェクトの基本計画を検討する。留意点は以下の通り。

(ア) 舗装構造設計にあたっては、道路損傷状況や過積載トラックの走行状況等を踏まえ、適宜、既往設計の見直しを行う。

(イ) 道路の断面構成の検討にあたっては、都市部での自動二輪、自転車、歩行者、家畜等との混合交通に配慮し、路肩の目的と考え方や多様な交通の安全性の確保についても整理する。また、対象区間において、交通安全、治安等の観点から、道路照明等の付帯設備の設置についても計画案を作成する。

(ウ) 交差点においては当該地点における交通特性、交通規制等を踏まえ、必要に応じ改良計画（含む信号等の付帯設備）を作成する。

(エ) 道路排水施設（横断、縦断）の計画にあたっては、フェーズ1の内容を確認しつつ、必要に応じ気象条件（雨期）、地下水、地形・地質条件を考慮して排水容量及び流末処理を計画の上、施設規模を検討する。計画にあたっては、道路の路面排水だけでなく、地下排水更には隣接地排水の流域・流末等を十分に加味したものとする。

ウ 概略設計図（路線図、平面図、縦断図、横断図、舗装構造図、構造物計画図、機器・標識等配置図等）

エ 施工計画

施工計画には以下の内容を含めることとする。なお、雨期の出水、低水期を考慮するとともに、施工実施に必要な各種手続き（工事許可、交通規制等）及び具体的な工程等を確認し、必要に応じて、先方による手続きの実施をフォローする。工事中の一般交通の切り回しについては、本業務では同国の類似工事における交通規制の実績等を確認して、適切になされないリスクが予想されうる場合、必要な対応策を検討する。施工監理計画では、概略設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法（安全、品質、工程管理（含む工事品質管理会議の開催提案））等を記載する。

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程
- ・ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ・ 施工期間中の一般車両・歩行者の通行を確保した施工・仮設計画、一般交通の切り回し計画
- ・ 照査チェックリスト

(11) 重要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成

- ア JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、配布資料の「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案を作成するとともに、先方政府の定めるところの環境社会配慮手続きに必要な追加調査・検討を行い EIA/IEE 案としてまとめ、手続きの支援を行う（現地再委託可）。
- イ 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。
- (ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等）の確認
- (イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
- ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・ JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - ・ 関係機関の役割
- (ウ) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- (エ) 影響の予測
- (オ) 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- (カ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- (キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）(案)の作成
- (ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- (ケ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

(12) 簡易住民移転計画案の策定

JICA 環境ガイドラインに基づき、簡易住民移転計画案の作成を行う（現地再委託可）。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下ア～シのとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

ア 用地取得・住民移転の必要性

イ 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果

ウ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果

エ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件

オ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き

カ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策

キ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き

ク 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務

ケ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール

コ 費用と財源

サ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム

シ 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(13) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時

点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(14) 事業の維持管理計画

維持管理計画策定に当たっては、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、リベリア国全体の財政状況、道路関係予算配分状況、実施機関の人員・技術的能力、委託先現地コントラクター等の能力等を調査し、適切な維持管理が行えることを確認し、必要な場合支援策について検討する。

(15) 事業の概略事業費積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及び事業の維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

ア 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

イ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を報告書ガイドラインに記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。予備的経費の要否についても検討する。

ウ 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

(ア)実施時期

(イ)事業費（総事業費及び内訳）

(ウ)概略の仕様

(エ)入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）

(オ)契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保証の有無等）等）

(カ)施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

エ 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討する

ために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。予備的経費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- (ア)経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- (イ)工事量変動にかかるリスク
- (ウ)自然条件にかかるリスク（洪水、降雨等）
- (エ)現地政府のガバナンスにかかるリスク
- (オ)治安状況にかかるリスク

(16) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(17) 事業の評価、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。なお、本事業については、定量的指標として、①交通量の増加、②ピーク時における走行時間の短縮を想定している。

(18) 詳細設計等に係る留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、以下の事項を網羅して留意点としてまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

ア 詳細設計への申し送り事項のとりまとめ

本業務結果より、現計画にて想定されるリスク、詳細設計にて特に掘り下げて調査を実施すべき事項及び施工段階にて配慮すべき事項について、詳細設計への申し送り事項として取りまとめる（舗装設計における軸重や材料、排水設計における地下水位や季節変化、流末の状況、斜面防護、埋設物、積算単価等）。

イ 技術関連資料案

応札者への公平な情報提供、応札内容の齟齬の回避等を目的として入札図書に含めるべき技術関連資料（詳細設計報告書、図面、数量計算書、交通調査、軸重調査、地質調査、材料調査、構造計算書、線形計算書、用地関連データ等）の内容につき検討し提案する。

ウ 事前資格審査（PQ）条件に係る提言

応札者の財務・経営状況、工事实績に加え、本計画と類似する工事实績（自然条件、工法等）、業務従事者が保有すべき資格等につき提案するとともにPQ評価基準案等を作成する。

エ 詳細設計及び施工監理に係る TOR 案の作成

詳細設計及び施工監理に係る TOR 案を作成し、TOR 案においてコンサルタントの権限と責任を明確化し、予め発注者である公共事業省側と確認する。また、施工監理に当たって、以下の項目を網羅する施工監理計画書を公共事業省との間で本体工事開始前に合意することを想定して、必要項目を検討の上 TOR 案に盛り込むこと。

(ア) 施工監理体制：施工会社およびコンサルタントの業務内容と責任範囲、施工監理組織図、各担当者の分担と責任

(イ) 監理項目と内容：承認手続き、適用基準（許容値や合格ライン）、品質管理、工程管理

(19) 本事業による温室効果ガス（GHG）削減量の推計

本事業は大気汚染の緩和や、温室効果ガス（GHG）の排出抑制につながる気候変動緩和に資する事業と位置付けられる可能性があることから、配布資料の「『渋滞緩和』を図る案件での緩和効果の定量化手法について」を参考の上、本事業による GHG 削減量を推計する。

(20) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(21) 事業概要に係る本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI 等の業界）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には JICA と対応を協議の上、回答案を作成する。

(22) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をリベリア国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(23) 準備調査報告書等の作成

リベリア国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下を作成する。

- ア 概略事業費(無償)積算内訳書
- イ 概要資料
- ウ 準備調査報告書
- エ デジタル画像集
- オ 進捗報告書(Project Monitoring Sheet)の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数の他に、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 8 部、英文 10 部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 8 部
- (4) 準備調査報告書(案) : 和文 8 部、英文 10 部
- (5) 概略事業費積算内訳書 : 和文 2 部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (6) 概要資料 : 和文 2 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。)
- (7) 準備調査報告書
(※完成予想図を含む。) : 和文(製本版) 8 部及び CD-R 1 枚
: 英文(製本版) 16 部及び CD-R 3 枚
: 和文(簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚
- (8) デジタル画像集 : CD-R 2 枚(デジタル画像 40 枚程度)
- (9) 進捗報告書(Project Monitoring Sheet)の初版

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書、英文文書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

準備調査報告書の仕様(印刷・製本及び電子化の仕様)は、「無償報告書ガイドライン」に定める内容に従うものとする。

準備調査報告書(和文:簡易製本版)については、製本版にて概略事業費の

記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っていることから、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として作成する。その際ミニッツ・テクニカルノート等に金額が含まれている場合は、当該情報を除外する。

デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況、を収め、無償資金による事業が完了するタイミングでの施設建設・機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存施設・機材あるいは建設予定地、機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真はjpgのファイル形式でCD-Rに格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と併せて提出する。写真撮影に係る留意点は以下URLを参照。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00000y0kxw-att/houkoku_06.pdf

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2016年1月上旬より国内事前準備を開始し、2016年1月下旬から4月上旬を目途に現地調査を行う。以後、国内解析を実施し、2016年9月下旬までに報告書案および概略事業時積算内訳書案を作成する。2016年10月下旬には現地概要説明（概略設計概要説明調査）を行い、2016年12月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

上記期間以外にも必要に応じスポット的に、雨期の現況調査や現地再委託契約の監理等にアサインすることも可とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途：

全体：20.0M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。

記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 業務主任/道路計画（2号）

イ 舗装設計（3号）

ウ 道路・構造物設計

エ 自然条件調査

オ 交通調査

カ 環境社会配慮

キ 積算・施工計画

3. 対象国の便宜供与

免税措置、C/Pの配置、サイト視察への同行、調査中の交通整理等

4. 配布資料等

（1）閲覧資料

本業務に関する以下の資料の閲覧については、JICA社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信第一チーム（TEL：03-5226-8139）にご連絡下さい。

ア 無償資金協力要請書

(2) 配布資料

ア カテゴリ B 案件報告書執筆要領

イ 『渋滞緩和』を図る案件での緩和効果の定量化手法について

ウ フェーズ 1 調査時の以下資料

- ・ Geotechnical Survey Data
- ・ Traffic Survey Data
- ・ Topographical Survey Data
- ・ Utility Investigations Data

* 以下の報告書について、JICA図書館よりダウンロード可能であるため、各自参照のこと。

ア モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画準備調査報告書

http://open_jicareport.jica.go.jp/710/710/710_517_12086435.html

イ モンロビア都市施設復旧・復興整備マスタープラン策定調査ファイナル・レポート

ウ <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000249926.html> アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書（2013年）

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000013606>

エ 開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査（2015年）

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000020507>

5. JICA等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) インセプションレポート説明

ア 団員構成：(ア) 総括（JICA）

(イ) 計画管理（JICA）

イ 調査行程：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、ミニッツを取りまとめる（約10日間）。

(2) 概略設計概要説明調査

ア 団員構成：(ア) 総括（JICA）

(イ) 計画管理（JICA）

イ 調査行程：

準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる（約10日間）。

6. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・

コンサルタント・NGO等に再委託して実施することができる。なお、これら調査については別見積とする。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査
- (3) 埋設物調査
- (4) 気象調査
- (5) 交通量調査
- (6) 環境社会配慮調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2012年4月)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

7. その他留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国無償資金協力として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画を明確に記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(2013年11月)の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括(JICA) 団員への同行

現地調査に際し、業務主任は総括(JICA) 団員滞在期間中原則として総括(JICA) 団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を検討する。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、通常業務で使用するパソコンや複合機など以外で業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、本見積として含めること。

なお、本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 安全への配慮

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所(リベリア兼轄) および JICA リベリアフィールドオフィスにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。

(5) 安全対策経費

ア 一般業務費等の直接経費

コンサルタント等は、業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、次の条件により当該経費を契約金額に含めることが出来るものとし、当該経費の見積もりは別見積もりとし、価格加味の対象とはしない。

(ア) 警備員傭上、安全対策設備費等

(イ) 通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金など）

(ウ) 各種保険契約（現地輸送、生命保険（ナショナルスタッフ）、戦争特約等）

(エ) 現地業務調整などの傭人

イ 航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

ウ 一般管理費等率

本案件は、治安面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等率を 10% を上限として加算して一般管理費等を計上することができるものとする。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

(別紙1)

ソマリアドライブ復旧計画準備調査（フェーズ2）にかかる
自然条件・サイト状況調査仕様書案

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行ううえで必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容と案件の性質に鑑み適宜取捨選択の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインと齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的：施設計画、設計及び施工に必要な地形の情報、排水及び流末状況を把握する。

調査内容：地形測量（または地形データ入手）、路線測量（中心線測量、道路縦断/横断測量等）等

(2) 地質調査、地盤調査

調査目的：施設計画、設計及び施工に必要な地質の情報を把握する。

調査内容：ボーリング、標準貫入試験、土質試験、CBR 試験、簡易支持力試験、FWD (Falling Weight Deflectometer)、骨材材料試験等

(3) 埋設物調査

調査目的：道路建設に必要な既存ユーティリティの埋設状況等を把握する。

調査項目：既存資料に基づく試掘等

(4) 気象調査

調査目的：対象事業の計画、設計及び施工計画に必要な気象条件を把握する。

調査内容：天候、気温、風向、風速、降水量、年間降雨パターン等に係る情報収集または測定等

5. 実施方法

現地再委託

以上

(別紙2)

ソマリアドライブ復旧計画準備調査（フェーズ2）にかかる
交通調査仕様書案

1. 目的

交通量調査は、本業務を行ううえで必要な精度を確保するため、事業サイトにおける交通量を的確に把握し、構造物の設計荷重と舗装の構造設計に必要な累積軸重を算出して対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な交通量調査は本業務の中で行うことを原則とする。またできるだけの精度を確保できるよう、測定位置、測定方法を検討するよう留意すること。

2. 調査位置

調査対象区間上の数地点。尚、調査位置についてはプロポーザルにて提案すること。

3. 調査項目

交差点方向別交通量調査
車種別通行車両数（双方向）
渋滞長、ピーク時旅行速度等
軸重調査

4. 調査方法

調査期間の制約のため、それぞれの地点について最低限、平日の1日間（24時間もしくは12時間）とするが、交通量の曜日変動や季節変動についても考慮可能なよう、調査方法についてもプロポーザル内で提案すること。調査に当たっては、必要に応じ歩行者・自転車の通行も観測し、歩道設置の検討に役立てること。

5. 実施方法

現地再委託

以上